時間外労働及び休日労働に関する協定書

(以下	「甲」	という。)	لح	労働者代表者	は	
-----	-----	-------	----	--------	---	--

労働基準法第36条第1項の規定に基づき、労働基準法に定める法定労働時間(1週40時間、1日8時間)並びに変形労働時間制に定める所定労働時間を超えた労働時間で、かつ1日8時間、1週40時間の法定労働時間又は変形期間の法定労働時間の総枠を超える労働(以下「時間外労働」という。)及び労働基準法に定める休日(毎週1日又は4週4日)における労働(以下「休日労働」という。)に関し、次の通り協定する。

第1条 甲は、時間外労働及び休日労働を可能な限り行わせないように努める。

第2条 乙は、故意または過失により時間外労働及び休日労働を生じさせない義務を負う。

第3条 前2条にも関わらずその必要性を生じた場合、甲は次により時間外労働を行わせることができる。

	時間外労働をさせる 必要のある具体的事		従事する労 働者数		. = 3. 47 3. 90		期間
	由	業務の種類	(満18歳	1 日	1 日を超える (起算		
			以上の者)		1 ヶ月 毎月 日	1年 毎年 月 日	
① 下記の②に該当しない労働			人(0人)				令和 年
者				時間	時間	時間	月 から
②1 年単位の変 形労働時間制に			人				1年間
より労働する労働者				時間	時間	時間	

第4条 甲は、時間外労働を行わせる場合は、原則として、前日の終業時刻までに当該労働者に通知する。また、 休日労働を行わせる場合は、原則として、1日前の終業時刻までに当該労働者に通知する。

第5条 第2条の表における1週、1ヶ月及び1年の起算日はいずれも令和 年 月 日とする。

第6条 甲は、必要がある場合には、次により休日労働を行わせることができる。

休日労働をさせる 必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 満 18歳以 上の者	所定 休日	労働させることが できる休日 並びに始業及び終 業の時刻	期間
		人 (0 人)		1ヶ月に 日 1日 時間	令和 年 月 日 から 1年間

第7条	本協定の有効	助期間は、令和	年	月	日から1年間とする。	
	令和	年	月	目		
			会	:社 (甲)		
			_			印
				(ア) 労働者	圣代 妻	EΠ